

税金裁判の 被告と裁判所

国民が税務署の更正処分などで争う税金裁判の場合、訴訟の相手先となる被告は当然に税務署長だろうと推測されるでしょうが、最近はそうでもなくなりました。

平成17年4月1日施行の新行政事件訴訟法によると、処分行政庁が国の機関の場合には、被告はすべて国となります。

ちなみに、「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限法」というのがありまして、国を相手にするときは、すべて法務大臣が国を代表（実際は法務大臣が指名した者＝訟務検事ほかの公務員）することになっており、被告代理人のところには5、6名の名前が書かれます。

前記の新行政事件訴訟法の施行日以後の判決をみると、それまで「被告 ○○税務署長」とされていた部分は「被告 国」「上記代表者法務大臣 ○○○○」「処分行政庁 ××税務署長 △△△△」と記されています。

ところで、このことよって奇妙かつ重要なことが起きてきます。行政事件訴訟法では被告所在地管轄裁判所を筆頭の訴訟提起裁判所と規定しているからです。すなわち、被告は国なので、全国で発生するすべての国税訴訟の訴訟提起先は首都東京を管轄する東京地方裁判所ということになります。

しかし、すべての税務訴訟が東京地裁に限定される

ということは、地方の原告にとって事実上裁判の途が閉ざされることでもあり、当然ながら地元裁判所への提起も可能です。依って通常の場合は、処分行政庁である××税務署所在の管轄地方裁判所が原則的訴訟提起先となります。

それと、新訴訟法にはもう一つ新奇なことがあります。管轄裁判所が拡大され、被告側の管轄ではなく、原告在住地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴訟提起できるとされたことです。これは訴える側の任意の選択肢です。

それで例えば、沖縄県那覇市在住の原告が那覇税務署長の処分の取消訴訟を提起する場合は、東京地裁、那覇地裁だけでなく、原告在住地管轄高裁が福岡高裁なので、その地を管轄する地裁たる福岡地裁に訴えてもかまわない、ということです。

「清水のむかたわら地図を抜けをり 素十」
清冽な清水を掬い、喉の渇きを癒し、しばしの休憩。
8月 杯は学校も休み、月例の諸行事、会合等も休み、企業も暑中休暇を認めるところが多く、万事 服状態となります。
息入れられるこの時期に、じっくり自社の現状を見直し、反省点、改善策の検討をしてみたいものです。
7日立秋、23日処暑。



機会というものは真に熱意を持って事に当たっておれば、随所にあるものではないだろうか。
(松下幸之助)

8月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○7月分個人住民税特別徴収分の納付	
○6月決算法人の確定申告	31日	○6月決算法人の確定申告	
○12月決算法人の中間(予定)申告	"	○12月決算法人の中間(予定)申告	
○個人事業者の消費税中間報告	"	○個人事業税の第1期分納付	
	"	○個人住民税の普通徴収第2期分納付	
	"	○個人事業者の地方消費税中間申告	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。